パラダイムシフト

長岡支部 高野 裕

身分から契約へ

社会が発展する過程において法がどのような役割を 果たしてきたであろうか。中世社会においては、地位 や身分により特権が与えられ、権力者の恣意による運 用がなされた。同じ人間でありながらなぜ不平等なの かとの素朴な疑問から自由博愛平等を旗頭にフランス 革命が起き、法による関係、すなわち「身分から契約 へ」と進化してきた。不平等の人間関係を契約による 対等な両当事者として扱うことで経済社会の発展を促 進せしめた。「身分から契約へ」は対等な個人の関係に おいて成り立つルールとして受け入れられてきた。 信任関係

そして現在、我々の社会は高度情報化社会へと進展し、IT革命や金融ビックバン等々、一層の複雑系社会へと邁進している。このような現代社会においてはあらゆるものが極度に分業化し、情報の高度化が知識の分知・分脳をも押し進め、細分化した分野のスペシャリストをどんどん生み出して行くことになる。この段階に至って、人は何か事を進める場合、自分の力だけでは何もなしえなくなる。あらゆる段階で例えば医者や弁護士、税理士というような専門家に相談するなり業務委任をすることが増えてくる。この場合、専門家と素人の関係はもはや対等な個人間の契約というような関係ではない。対等でない専門家と素人の間の信任関係としての契約となる。

職業倫理

信任関係の取引においては、信任された側の倫理観、特に職業倫理が非常に大きな位置を占める。専門家でなければわからない内容に対し専門家としての良心に従った判断を行ったかというような職業倫理である。だが、この職業倫理というものは非常にもろいものであって、これを維持することは大変なことではある。これを維持するためには職業集団の一人一人が自覚し、かつ職業集団が組織内の自立した自浄化能力を持つことにより職業倫理に対する違反者を除名するなどのサンクションが明確に行われなければならない。このような職業倫理に頼って健全な信任関係を維持することは専門職業人の組織にとって重要な問題であるだけでなく、法そのものも信任関係に対して厳しい姿勢で臨んでくることとなる。この一つの現象が昨今の専門家責任に対する厳しい判決である。

契約と信任

今、専門家は契約と信任という二つの取引当事者となることで複雑な法律関係を生き抜いて行かねばならない。そこで、税の専門家である税理士とその業界団体である税理士会が、これからの来るべき21世紀に向けて確固たる基盤を築きより一層発展するためにはどのようなことを考えて行かねばならないか検討してみたい。

税理士業務の二面性

税理士業務は税法遵守義務と依頼者の利益を守る義務がある。いわば公益的面と私益的面の二面性を持っている。前者は税理士法から規定されるものであり、後者は民法から規定される。この両者の関係は租税正義という枠組みの中で依頼者の利益を守るものと考えられる。。そこで以下では、契約と信任という取引の観点から税理士法を見てみたい。

納税義務の適正な実現

税理士法は税理士に対しいくつかの義務を課してい る。その代表的なものとして、助言義務(41条の3) と信用失墜行為の禁止(37条)がある。この助言義 務の目的は税理士法第1条にいう「納税義務の適正な 実現を図るという税理士の使命」にもとづくものであ リiii、信用失墜行為の禁止も「納税義務の適正な実現 を図るという税理士の使命」のためであるiv。ここで 大切なことは、税の専門家である税理士を規定した税 理士法上の義務規定は、依頼者の権利保護を第一目的 としたものではないという点である。もちろん、間接 的には依頼者の権利保護をもたらすものではある。さ らに、税理士法上の懲戒処分についてみてみると、税 理士法は独占業務として税理士に法的保護を与えたこ との反面として、税理士業務を執行するための秩序保 持を強く要請し、これを保証するための監督上の行政 処分として懲戒処分が規定されている。このことは懲 戒請求者を限定していない(47条3項)ことからも その第一次的機能は「一般的な」納税義務の適正な実 現にあり、税の専門家に依頼した者の信任を守るため の権利・利益救済という観点から設けられたものでは ない。

税理士業務のメルクマール

先に述べたように、現代社会は専門家と依頼者の信任関係について専門家に厳しい対応が求められている。 そこにおいて、税理士法が税の専門家に依頼した者の 信任を守るために機能していない現状を鑑みれば、専 門家職業団体である税理士会が職業倫理として自立し た自浄化能力を持って「依頼者の信任」に対応しなけ れば、依頼者からも見放され、裁判においても厳しく 責任を追及されることとなろう。

そこで、税理士会内部において、委嘱者との関係を 規定した基準を自主的に内部規約として規定し、自ら が守って行くことで税理士会の税理士業務のメルクマ ールとすることが必要であると考える。このことによ り、依頼者に対して提供すべき業務品質を維持するこ とができ、税理士の同一的品質の提供が可能となるの みか、税理士賠償責任判例に見られるような過度の責 任追及に対しても裁判上の判断材料を提供することが できるものと考える。

税理士業務における責任基準

税理士業務上の指針とすべき「税理士業務における責任基準」については、米国公認会計士協会(AICPA)が「税務業務における責任に関する基準書(SRTP)」を公表している。このSRTPの基準は、まさに日本における税理士業務の二面性の問題、すなわち租税制度からの要求と依頼者に対する責任の二重責任を明確にして、専門家と依頼者の両者に対する指針とすることを目的としている基準書であるvvi。パラダイムシフト

税理士会がこの複雑化しあらゆるものが分化して専門化した社会を生き抜くためには、早急に税理士業務における基準書を策定し、会員税理士の依頼者を保護する観点からの税理士法を検討し、会において職業専門家集団としての規約なりを完備してゆくことが必要だと考える。時代の流れの中でパラダイムシフトが進んでいる。この時代の変化を的確に把握して可能なことをどんどん進めて行けば、新しい時代の変化に対応した職業専門家集団として税理士が21世紀においても社会から信任を受けた専門家として期待をされることであろう。

i 山田二郎「税理士業務の民事責任とその対策」15頁、東林出版社

Accountants in Tax Practice" The AOTCA TECHNICAL REPORTS No 4 September 1998

ii 加藤義幸「税理士法と民事責任」12頁、六法出版 社

日本税理士会連合会編「新税理士法要説 改訂新版」 126頁、税務経理協会

iv日本税理士会連合会編「新税理士法要説 改訂新版」119頁、税務経理協会

[・] 高野裕「税理士業務に関する責任基準の検討」日本 税務研究センター発行「税研」76号68頁(平成9 年11月)にその一部を掲載

vi Hiroki Takano "An Investigation on Standards of Responsibilities of Certified Public Tax